

指導行政のポイント

未履修問題の“文科省通知”

菱村 幸彦

もう一度、高校の必修科目の履修漏れ問題を取り上げる。事件の経緯等は周知のとおりであるので、繰り返さない。ここでは、文部科学省通知についての法的観点から吟味してみよう。

卒業認定権に関する有権解釈

文科省は、11月2日付けで、初等中等教育局長通知「平成18年度に高等学校の最終年次に在学する必修科目未履修の生徒の卒業認定等について」（18文科初第757号）を発売した。

通知のポイントは、次の3点である。

- (1) 未履修科目が70単位時間以下の場合には、総授業時間数の3分の2の50単位時間の授業を実施すること。
- (2) 未履修科目が70単位時間を超える場合は、70単位時間を未履修の各科目に割り振って授業を実施し、後はレポート等により履修したものとすること。
- (3) 必修科目を未履修ですでに卒業した者については、卒業認定を取り消す必要はないこと。

この方針は、今回の問題が未履修生徒の責任でないことを踏まえ、かつ、既履修生徒とのバランスを図った解決策として、現実的で妥当なものと思う。

ところで、今回の通知の性質を法的観点からどうみるべきか。

文科省は、公立高校の設置者ではないので公立高校に対する管理権は持っていない。したがって、高校の単位認定や卒業認定について具体的指示をする権限はない。あるのは法令（学習指導要領を含む）により単位認定や卒業認定について一般的基準を定める権限のみである。とすれば、今回の通知は、法的拘束力のある指示・命令ではなく、教育委員会等に対する指導・助言とみるべきであろう。

今回の通知では「各学校長は、学校教育法第51条（第28条第3項の準用）並びに学校教育法施行

規則第63条の2及び第65条（第28条の準用）の規定に基づく生徒の卒業認定権限により、必修科目が未履修の生徒の、当該科目の履修について弾力的に対処できるものである」ことを明記している。

通知で挙げられた条項は、校長の職務権限（学校教育法28条3項）高校長の全課程修了の認定権（学校教育法施行規則63条の2）、校長の卒業証書授与権（同規則28条）の規定である。今回の通知は、卒業認定が校長の権限であること明らかにしたうえで、その権限の運用について、文科省の有権解釈を示したものと言える。

未履修卒業生の扱いとの比較考量

こうした観点からみると、通知で示す上記(1)の未履修科目70単位時間以下の措置は、すでに各高校の教務内規等で行われている範囲内の運用であるから、格別異例の解釈ではない。しかし、上記(2)の未履修科目70時間を超える措置は、これまでの運用の幅を超えるものであり、異例の解釈といわざるを得ない。現実的にはあり得ないと思うが、仮にこの措置を不当として訴える生徒があれば、裁判所がどう判断するかは、微妙な問題を含んでいる。

もっとも、上記(3)にある未履修のまま卒業した者の卒業認定を取り消さないとするのは、行政法学でいう「瑕疵ある行政行為の治癒の理論」（取り消すことにより相手の信頼を裏切り、法律生活の安定を害する場合、瑕疵を治癒したものとみなす理論）が適用されるケースなので、それとの比較考量から、(2)の措置を適法とする解釈は成り立つ。

ただ、通信制課程における授業時数（面接指導）の特例について、学習指導要領で定めていることにかんがみると、今回の特例措置は、学習指導要領の一部改正（付則の改正等）で行う方法もあったように思う。

（ひしむら・ゆきひこ＝（財）学習ソフトウェア情報研究所代表理事）

●最新刊！●好評発売中！ 工藤 文三（国研部長）【編】 A5判200頁・定価2100円 教育開発研究所刊
「新しい教員評価システム」を成功させる授業観察・面談の視点と評価・活用を実践事例で詳述！

『校長・教頭の 授業観察・面談ハンドブック』

研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは無料 FAX 0120-462-488 をご利用ください（24時間受付・即日発送）